

第44回 地方分権改革有識者会議
第119回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和3年2月24日（水）14：00～15：47

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、後藤春彦議員、小早川光郎議員
坂口博文議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、磯部哲構成員、大橋洋一構成員、小早川
光郎構成員、勢一智子構成員、野村武司構成員

（小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕坂本哲志内閣府特命担当大臣、三ツ林裕巳内閣府副大臣、山崎重孝内閣府事
務次官、別府充彦内閣府審議官、宮地俊明内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税
内閣府地方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

- （1）令和2年の地方からの提案等に関する対応方針等について
 - （2）計画の策定等に関する条項の整理について
 - （3）令和3年の提案募集方式の実施について
-

1 冒頭、三ツ林内閣府副大臣から以下の主旨の挨拶があった。

（三ツ林内閣府副大臣） 日頃より地方分権改革の推進に御尽力を賜り、深く感謝申し上げる。

前回の地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議で御了承いただいた対応方針について、昨年12月18日に地方分権改革推進本部及び閣議において決定し、地方の現場の支障に基づく提案に対し、きめ細かくその実現を図ることができた。これに基づき第11次地方分権一括法案を今国会に提出する予定である。この地方分権一括法案の早期成立を含め、早急に制度改正及び運用見直しがなされるよう引き続き尽力してまいりたい。

提案募集方式は、平成26年に導入され、これまで多くの成果を上げてきたが、一方で、課題なども見えてきたところである。本日は、まず令和2年の地方からの提案等に関する対応方針等について御説明し、計画の策定等に関する条項の整理及び令和3年の提案募集の実施について御議論をいただきたいと考えている。

本日の御議論を踏まえ、引き続き強力に地方分権改革を推進してまいる所存であり、活発な御議論をお願い申し上げます。

2 次に、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針等について」、加藤内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下の

とおり。

(加藤参事官) 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針について、資料1-1は3枚ものの概要であり、3枚目に主な案件等を載せさせていただいた。

また、資料1-2は、前回是对应方針案ということであったが、この案が取れたということである。

資料2は一括法案の概要であり、12月の閣議決定を受け、対応方針を踏まえ、現在このうち法律改正が必要なものについて、一括法案を国会に提出するべく調整させていただいている。

資料3は、平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況である。

また、参考資料1は昨年いただいた提案について予算編成過程での検討を求めるということで関係府省に提示し、予算当局との間で調整したものである。

(平井議員) 今日は三ツ林副大臣をはじめ多くの御関係の方々がお集まりになり、すばらしい成果を取りまとめていただいたことに、地方団体としても感謝を申し上げる。

例えば小規模多機能の問題についても、長年の懸案であったいわば規制緩和が実現するわけであり、地方自治のそうした仕組みを利用して対応が可能になるということで感謝を申し上げたい。

こういう中で、今後対応すべきものの中に、看護職員等のへき地等への派遣について、今、御説明があった。検討が進んでいることを歓迎申し上げたい。今、市町村も含め看護職員等により、ワクチン接種を新型コロナでやっていかなければいけないが、その際にも看護職員の労働者派遣法の規制がかかるということもあり、政府のほうに早急に検討を求めているところ、この分権改革とも恐らく密接に関連してくるのではないか。

今、新型コロナのワクチン接種のような全国的課題にも対処しなければならず、今までの先入観を捨てて、こうした大胆な分権改革を行っていただく、これが新型コロナ対策を前進させる、ワクチン接種を前に進めることにもなるので、どうか各先生方の御理解をいただければと思う。いろいろこうした御配慮をいただき、93%にわたり実現が可能となってきたこと、本当に関係者の皆様に感謝申し上げたい。

(高橋部会長) コロナの中で令和元年度に劣らないだけの御提案をいただき、達成率93.5%まで到達し、かつ一括法も9本と例年とさほど見劣りが無い成果を上げることができた。こういう異常事態の中で、地方公共団体の皆さんがコロナに総動員で対応されている中にもかかわらず、分権の意義を受けとめていただいて積極的に御提案いただき、かつ事務局にも御尽力いただいた成果だと感謝している。かつ、重要な成果も上がったと思う。

今後に向けて、計画の策定の話もあり、重要な足がかりをつかむこともできたので、

この場を借りて関係者の皆様方にお礼を申し上げたい。

(三木議員) 私どもとしてもこの状況の中で皆さんにまとめてもらったということで大変ありがたく思っている。

そして、コロナの関係で言えば、この時期だからこそ様々な面で課題も浮かび上がってきているので、この中でまた提案について市長会としても受けとめて提案をしていきたいと感じた。

(坂口議員) 対応方針に基づき、第11次の地方分権一括法の成立に向けて着実に手続を進めていただくことと併せて、財源措置やマニュアルの整備など、地方の目線に立った十分な支援を検討していただきたいと思っている。

へき地における看護職員等の医療従事者の派遣の件については、いろいろと御尽力をいただいたことに感謝を申し上げたい。私自身の町も本当に過疎地の病院であり、今回のコロナにあわせて一般の入院患者を抱える病院でのワクチン接種も含めての対応に苦慮しているところである。そういった意味からして、この件については本当に感謝を申し上げたい。

(後藤議員) 今、皆さんがおっしゃったとおり、大変大きな成果を上げたということを変更して実感していた。

実現率93.5%に加えて、今後またコロナでいろいろな課題が浮かび上がってくるということで、いつまでこれが続くのかを少し心配というか、どう進めていったらいいのかを考えながらお話を伺っていた。いずれにしても大変多くの皆様の御努力が実ったことを理解できた。

(勢一議員) 今年度も提案募集の検討に携わらせていただき、コロナの大変な状況の中で皆様方に御尽力いただいたことを私からも重ねてお礼を申し上げる。

十分な調査ができなかった部分も正直残ったとは思いますが、その中でこれだけの形で対応の方針が進んだことは、地方分権にとっても、これから見通しが厳しい中、明るい方向ではないかと感じている。

ただ、資料1-1の2ページの一覧で御提示いただいた、提案の趣旨を踏まえて対応するところの142件に、引き続き検討するものが含まれているので、この先も皆様の御尽力、お支えをお願いしたい。

(谷口議員) このコロナ禍によって様々な行政手続のやり方を見直したり、オンライン化できるのではないかと、あるいはいろいろな効率化ができるのではないかとということが図らずも意識化されたことだと思う。今回の対応方針についても、今後の対応に関して

も、これからは自治体のほうからより一層そういった手続のリプレースングやオンライン化といったことを簡素化で使えるのではないかと提案もたくさん来るのではないかと予想される。

今後、そういった御専門の先生や情報セキュリティーの方といった、セキュリティーに詳しい方にぜひ助けをいただくといいのかなという感想を持った。

(大橋部会長代理) 今年のポイントの1つは重点課題というような形で課題を設定していただき、そのような中で計画の問題が掘り起こされたということは非常によかったという気がしている。今までこの分権改革の提案募集が個別の課題についての解決法に少し軸足を置きすぎているという御意見があったが、そういう中で出てくる個別課題を見ていくと、かなり構造的な問題が提起されていると思ったので、それが計画義務付けという形で明らかになったのがよかったと思っている。

(小早川座長代理) 一覧表を見ても、今年はコロナということも何か影響があるのだろうが、結構意味ありそうな数字が並んでいる。実現対応率は大変高い。全体の数はちょっと減りぎみだが、コロナで提案数が減ったのかもしれない。それだけに重要な課題が絞られたということだったのかもしれない。

それから、実現対応の中身も、これまで、現行規定で対応可能というのが結構多く、私などは、本当に現行規定でそれを読めるのか、何とかうまく柔軟に対応されてしまっているなど思っていたところもあるが、今回はそれは少なく、法令の改正なり何なりという積極的な措置を取っていただくというものが比率としては高く、内容的に非常に質の高い対応ができていると感じた。

(野村構成員) 対応方針を拝見し、今年も大きな成果が上がっており、皆さんの御努力等に敬意を表したい。

私自身はなかなか予定を合わせることができず、あまり貢献できなかったが、参加した数少ない中で私の最大の関心事は特に子供に関わる地方行政計画の問題であり、これが俎上に上がったということはとてもよかったと思っている。後で計画の策定に関する条項の整理という資料について議論になると思うので、またそちらで機会があれば発言させていただきたい。

(磯部構成員) 昨年の一つの目玉はオンライン資格確認システムというのがそろそろできるよさだという話で、それにどう対応するかといったことが、様々な課題で話題になった。今回、対応方針を拝見していても、その導入状況であったり都道府県の意見も踏まえ、あるいはマイナンバーも活用して様々な事務の簡素化について検討して、今年の夏までに結論を得るといようなものが幾つもある。恐らくその成果については、また

夏以降にお話を伺うといったことになるのだろうと思うが、成果を得る、結論が出るまでのプロセスこそが大事なだろうと思う。こういう情報システムというのは、利用者に使い勝手がいいというのが非常に大事だと思うので、自治体とよく相談して、連携して詰めていっていただきたいということを改めて感じた。

3 次に、「計画の策定等に関する条項の整理について」、末永内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(末永参事官) 資料4は「計画の策定等に関する条項の整理について」というもので、前回11月の有識者会議において作業を進めていると御報告をしていた整理についてほぼまとめ、その御報告と今後のことについて御説明を申し上げる。

令和3年の提案募集においては、「計画策定等」を重点募集テーマとして設定させていただき、地方公共団体から広く提案を募って、見直しの検討を進めさせていただきたいと考えている。

(平井議員) 私ども地方の現場の意見を取り入れていただき、令和3年度の重点的な検討項目に計画の課題を取り上げていただいたことに感謝を申し上げます。

全国知事会のほうでもこのような問題意識の下、計画にフォーカスをした分権改革の議論を取りまとめた。

先ほど、事務局から詳細な御説明があり、改めてこれを拝見して驚いたが、ちょうど平成22年頃からの10年間ぐらいの間に倍ぐらいに計画が増えてきている。相当なピッチで上がってきているわけだが、よく御覧いただくと、できる規定や努力義務という形で設定をされているものが多い。

ただ、現場に行くと、できる規定だとか努力義務であるということが大きく影響はしてこない。結局、単純に義務付けられたのと同じように、この計画をつくらなければいけないということに現場のほうはさせられてしまう。そこに財政支援などがあったり、また、所管省庁やメディアに随時モニターされるということがある。

結局、できる規定だからということで、しない選択というのは事実上できなくなってしまいうのが、現実として起こってきている。これは多くは議員立法等もあり、その立法過程における一つのひな形として、ここ10年ぐらいの間の流行で、地方自治体に計画をつくらせると、それは義務規定でなければあまり大きな影響はないということだと思われるが、これが雨後のタケノコ状態となっていており、結局その整合性を取るが大変だったり、そのための審議会だとか住民代表の議論だとかを経なくてはならないとか、調査をしなければならない。さらに計画をつくれれば進捗を見なければならないということになるわけである。

それぞれの自治体の部局や課の数というのは一定数変わっていないので仕事だけが

増えてしまい、やるべき中身は実は変わっていない。だから、もっと合理的なやり方があるのではないかと考えるわけである。ぜひ分権の観点で、このような課題があるということを政府内や、国会も含めた関係の皆様にもアピールをしていただくことが非常に大事だと思うし、今日の話の中にもあるように、それを例えば統合や再編をしていくとか、計画でなくて単なる補助制度として組んでいくなど、大きな流れをまたつくっていただけるとありがたいと思う。

(小早川座長代理) この計画策定等に関する見直しというのは、私も大変関心を持っていた。事務局のほうで非常に精密・正確なデータを作ってください感謝する。

振り返ってみれば、分権委員会の勧告で義務付けに狙いをつけて義務付けは減らすということを行ったことが、裏から見れば義務付けなければいいのだろうということで、義務付けはしないけれども何らかの形で事実上締め付けるようなやり方に移行していくというのが、ある意味今から考えれば自然な成り行きだったのかもしれない。けれども、そこはやはり抑えなければいけないということを改めて感じた。

説明を伺っていて、この問題は幾つかの層があり、それぞれに課題があると思った。一つは、委員会勧告のメルクマールから見てもおかしいような義務付けがもしあるならそういうものはまず第一に無くさなければいけない。それが第一段階である。

それ以外のものだが、義務付けではないのに、現場では義務付けと同じように働いているという問題ももちろんあるかと思う。そこはどちらかというと、国のほうの問題というだけではなくてむしろ自治体のほうの受け取り方の問題もあるのだろう。その問題もあると思うが、一番問題なのは、やはり財政措置との関連付けである。この辺りをどう考えて、どう料理していくのかというのは、これからの大きな問題だろう。

この問題は計画策定の問題にとどまらない。財政措置で自治体の行政を誘導していくというやり方そのものの問題であり、財政的誘導についての評価の物差しみたいなものをこれから考えていかななくてはならない。その中の一つとして、財政措置の要件として計画づくりを求めるという現象をどう考えるか。その際には、財政措置と結びつけることによしあしもあるけれども、計画についてのあまりに細かな注文をつけるというのはいかなるものかという、そのようなレベルもあると思う。

財政措置による誘導そのものをどう考えるかというのは大変大きな問題になると思うが、短期的に言えば、そういう結びつけをする場合にも計画づくりについて細かな指図をするようなやり方をいかに抑えていくかという辺りは、まさに義務付け・枠付けの見直しの延長ということでもあり、提案募集の重点項目として採り上げる観点として重要だろうと思った。

(三木議員) 今、平井知事に現場の状況をみる御説明いただき感謝する。今の論点が非常に大切だと思っている。第2次、第3次勧告以降もこういう形で増えてきているとい

うことだが、政府の中で第2次、第3次勧告ということ自体がずっと引き継がれているのか、その考え方が継承されているのかというのがちょっと疑問に思う。この考え方がずっと継承されていれば、こんなに増えなかったのではないか。

それから、何のために実は計画をつくるかというのは私自身がよく分からず、国のほうから言われるからつくらなくてはいけないというような形でつくっているというのが実態である。そして、財政との裏付けということだが、地方公共団体、市町村レベルでは3年間の実施計画というのをつくっており、その中でどういう事業をするか、財源はどうするかというのをやっている。それについては議会へも説明をしているので、議会との関係で言っても、本当にその計画が必要かどうかという感じは持っている。それから、総合計画をつくっているのだから、そのところできちんと位置づけしているし、必要によっては総合計画を改正していくので、その面からも今回計画の策定について重点テーマとして採り上げていただくのは大変ありがたく思っている。

この計画の策定について見直していただくということ、そして、各地方自治体から提言をもらうということは非常に地方自治にとってはありがたいことである。

(野村構成員) 私は、基礎的な自治体で子供に関する計画の進行管理や策定、あるいは条例に基づく計画の場合、条例の策定などに関わることが最近非常に多くなっている。

そういう観点で少し問題意識を持っており、資料4の問題意識のところでは、この計画の義務付けというのは自治体の負担になるという話なのだが、負担というだけではなくて、やや控え目に言って非地方自治的であるということも意識しておいたほうがいいかと考えている。

例えば子供の分野などは、いわば子供分野ということをつかえるとかなりたくさん計画の義務付け、あるいは根拠付けがされているということ。それを一つの部署が全部担っているみたいな話があり、確かに負担だということではあるが、一方でこの問題は、子供の問題の総合行政ということを考えるときに、地方自治的ではないということは、はっきり意識しておいたほうがいいかなと思っている。最近、子供条例、あるいは子供の権利条例ということ策定し、子供という視点から計画を総合的に推進していこうという基礎的な自治体がそれなりに出てきている。

そういうところで、例えば条例に基づいて計画を立てようとしたときに、この法律に基づく計画というのが、いわば邪魔をするという状況にある。それは縦割りというだけではなく、例えば法律に基づく計画が始まる時期、あるいは期間が違っていたりすることによって、条例に基づく計画というものが入る余地がないということがある。本来であれば、自治体として見れば、条例に基づいて子供や子供の権利の観点から総合的に行政をやろうとしたところ、こういう計画がそれぞれつくらなければいけないということで、ぶつ切りになってしまうという状況がある。

さらにこの計画というのは計画をつくっただけでは駄目で、PDCAサイクルに基づいて

進行管理をしていくということになると思うが、この進行管理の視点も法律に基づくものはそれぞれ法律の論理というのがあるので、その法律に基づく検証であるとか進行管理ということもしなければいけないということと同時に、総合的に条例に基づいて計画を立てた場合には、そういう視点もまた検証の視点に入ってくる。

そうすると、このPDCAサイクルで進行管理をする際に二度手間になるとか、あるいはお互いぶつかるといような状況が生じているということが現場では見られるし、私が関わっている自治体でもそういうことに頭を悩ませて、何とか法律に基づく計画を網の目のように駆使してやらなくてはならないという意識が強いという感じはする。それでも何とかやっている自治体はあるが、現在、子ども・子育て支援法に基づく保育の量だけは別立てになっていて、しかし、そのために例えば保育全体のところがやや手薄になってしまうといようなことも現実にあるように思う。

これは自治体側のほうの問題も多少あって、先般、条例づくりをしようと言っているところで計画の問題が出たときに、計画の条項の中に法令に基づく計画づくりといような文言を入れようとしていく。そうすると、当然のことながら、それぞれ縦割りに入ったものをそのまま引き込むということになるので、子供の視点から総合的な条例づくり、あるいは計画づくりにはなりませんよといようなやり取りをするような状況にもあるということだろうと思う。

そうすると、やはりこれはもちろん今回まとめていただいていたようにたくさんの計画があって、それ自体が非常に負担だ、あるいは財政数も含めて非常に誘導的だということは非常によく分かったのだが、それと同時に一つの分野で地方自治を生かして総合的にやろうとしたときに、これを阻害する側面があるということも十分認識しておく必要があるかと思っている。

(大橋部会長代理) 今回、こういう条項の整理をしていただき、今回こういう形でデータでしっかりと裏付けていただけたということは非常にありがたく思っている。

そのような形を採り、従来の視点では見えなかった誘導の新しいシステムがここにもしっかり形成されているということが確認されたので、それを重点事項にさせていただくというのは、私は非常にいいことではないかと思っている。その場合に、今年もそうだったのだが、手続負担が大変だから、自治体にとって大変だからという観点で、いわば一種の義務付けの視点で見てきたのだが、この問題の根幹は一層深いところにあって、本来、地方公共団体が自分でできる計画を、わざわざ法律でことさらに「できる」とか努力義務といようなことを言われること自体の違和感があるので、そういう点を明らかにしていきたい。

あと、今回整理いただいたことで新しい発見は特に3分野でこういう傾向が顕著だといことが出ていたので、そこは意識しながら、この環境、農業、厚生という分野については議論していきたい。今回、せつかく条項の整理の資料をきれいにつくっていただ

いたし、これは私どもの問題意識をまさに具体化しているものなので、地方公共団体に重点課題で提案いただく場合には、これも一緒にセットで示していただいて、こういうような構造的な問題についての提案を募集しますというような形で呼びかけていただければ、地方公共団体のほうもより正確に理解して、自分たちの手元でやっている問題のこれが該当するのだという形で提案していただけるかと思う。そのような形で重点課題のほうに結びつけていただければと思う。

(坂口議員) 計画の策定の条項について取りまとめをしていただき、感謝を申し上げる。

重点募集テーマに計画策定等を位置づけようという方向性は大きな前進であると評価をさせていただき一方で、計画策定は財政支援等の要件になっている場合が多く、特に小規模自治体からは意見が言いにくい面が多くある。計画策定に関する規定の増加を抑制する仕組みづくりや、今回整理をされた条項について、計画の策定を規定することが合理的であるか精査するなど、提案募集とは別の角度から議論が必要でないかということも考えている。

また、複数の市町村による計画の共同策定を取り上げているが、共同策定であっても自治体の負担となる点は変わらないと思うし、計画の義務付けに代わって努力義務、できる規定が増加したように、共同策定が計画策定の免罪符のように代償として扱われないよう留意する必要があるのではないかと考えており、その点をよろしく願います。

(勢一議員) 特に3つの分野をお示しいただき、そのときの説明の際に、農業以外の2つの分野はもともと見直すべきところの見直しが進んでないという趣旨の解説をいただいた。もしそうだとするならば、提案を出していただくのも歓迎するが、それ以前に提案を待つまでもなく、大原則に基づいてまずは2つの省に見直しを先にさせていただくという別のルートで議論することも可能なのではないかと感じた。その点、御検討をお願いしたい。

もう一点、計画を策定するときに、もちろん必要なものを策定することが原則だが、内容や状況によって広域で策定した方が効果的な場合は、今後人口も減る中であり得るだろうと思う。ただ、一般に共同策定はあまり進んでいない現状があり、なぜ進みがたいのかという要因を可能であれば少し調べて、それを取り除くような形での計画の見直しも考える必要があると感じた。

知事会、恐らく市長会、町村会も近いの問題意識をお持ちだと思う。ぜひ地方団体からも積極的にこの問題に来年度アプローチしていただけるとありがたい。

(宮地室長) まず、三木議員から過去の分権委員会勧告の内容が政府内で引き継がれているのかどうかというお話があった。過去の分権委員会での勧告は、主として義務規定について対象にしており、この策定に関する義務規定も確かに増えている。

基本的には内閣府も含め法令協議などを通じ、この分権委員会の勧告を踏まえ、チェックを行っているところ。ただ、中には分権委員会の勧告で示されたメルクマールに該当しないようなものというのが厳密に言うところがあるのかもしれないので、ここは今後精査していきたいと考えている。

特に努力義務、できる規定については、基本的には分権委員会の勧告では直接の対象にはしてなかったということがあり、増えてきている。こういう点については、今後先生方にまた御議論をいただきながら検討を進めてまいりたい。

それから、大橋先生から重点募集テーマにするに当たっては、整理した内容を地方公共団体にもしっかりとお示しするよというお話があった。お手元に机上配付資料として公表のイメージをお配りしているが、今後、細部をさらに精査した上で、できる限り早い時期に当方のホームページでもこの一覧を公表させていただきたいと思っており、今後実施する令和3年の提案募集に向けての説明会でも、しっかりと地方公共団体の方々に御案内させていただきたいと思っている。

また、勢一先生から個別の提案を待つまでもなく何かしらの別ルートで見直しを検討すべきではないかというお話があった。この点については分権委員会勧告に照らしてどう理解すべきかという点を、しっかりとまずは議論・分析をした上で考えていきたい。

- 4 次に、「令和3年の提案募集方式の実施について」、加藤内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(加藤参事官) 資料5は令和3年の提案募の対応について記載したものである。

令和3年の提案募集についても、昨年同様に重点募集テーマを設けることとし、先ほど来、活発に御議論いただいた計画策定等について、重点募集のテーマにしたい。

また、例年、提案の提出を呼びかける全国ブロック説明会を開催していたが、今年はコロナの関係もあり、対面での開催に代えて、全地方公共団体向けの動画配信を行うということにしたい。

ただ、こちらのほうから一方的に配信するだけではなく、これを受けて相談、質問を集中的に受け付ける機会等も設ける方向で現在検討している。

資料6は提案募集の実施のスケジュールである。

参考資料2は、先ほど申し上げた提案を出していただくための様々な地方支援方策についてであり、御参照いただきたい。

(高橋部会長) 計画を重点事項にするということで、今日の御発言を頂戴して皆様方の問題意識、大きいものがあるということ承らせていただいた。幅広い問題なので、具体の提案を受けた中で、なるべく視点を共通化し幅広く多くの計画に射程が及ぶような形で様々な角度から問題をすくい上げるような形で作業に取り組んでいきたいと考え

ている。

それから、先ほどの事務局の説明で、一方的な動画配信だけではなくて、双方向の機会を工夫いただけるという御発言をいただいた。私も今、大学は全て基本的にオンラインで実施しており、双方向性という視点は極めて重要であるということを感じている。そういう意味では、より豊富な提案をいただく上では、こちらから情報を流すこととともに、双方向的にいろいろとお互いに認識を深め合うという機会をぜひ様々な形で取り組んでいただければありがたい。

(平井議員) 1点お願いを申し上げたいと思うが、詳細な日付も含めた今後の提案募集の進め方などを示されているところではあるが、今は新型コロナの対応が現場のほうは最優先課題であり、その状況に応じて柔軟に対応していただきたい。

それから、新型コロナの対応の中で、看護職員の労働者派遣について今回の緩和を実現したことが、中山間・へき地でのワクチン接種に役立つことになる。こういうようなことがまた予測される。何が起こるか分からないので、柔軟にこうした分権の課題、特に新型コロナ関係など緊急を要するものについては、特別のトラックを用意して迅速に対応するというのも一つ念頭に置いてスケジュールを設定していただけるとありがたい。

(小早川座長代理) 令和3年の対応についての資料5を拝見し、1つ注文だが、1ページ目の枠の中で、計画等の策定に係る規定の見直し(「できる」規定化等)とある。ここはいろいろな問題が絡まっていてどうなるか分からないなとは思っているが、ここで、できる規定化等と例示をされると、先ほど来、皆様からできる規定であるけれども、実態はどうなのだという問題意識がたくさん出されており、そこに本題の本質的な部分があると思うので、単に努力義務規定をできる規定化するというだけのことでは、きつく言えば問題が矮小化されてしまうのではないかという気もする。

あまりそこを小ぢんまりとまとめてしまうよりは、何でも言ってみてくれというスタンスのほうがいいのではないかと、例示の中に廃止という言葉も掲げたほうがいいのではないかと、そのほうが各自治体も幅広くいろいろなことを考えて提案ができるようになるのではないかと考えた次第である。

(三木議員) こういう形で重点テーマにしていただき、やっていただくということで、感謝申し上げます。

私なりに、またいろいろな形で県内の市町村のほうへもお願いしていきたい。そして、この地方分権を考えること自体が地方自治の進展につながるのだから、そういう気持ちで取り組んでまいりたい。

そして今、コロナ禍にあるが、実はコロナ禍のために様々な市町村長の横の連携が全

国的にできてきている。また、そういうところへも情報を提供していきたい。

もう一つ、これはやはりコロナの横のオンラインの研修等で感じたのだが、こういう地方分権の一つのきっかけとして、全国の市町村の職員が連携して対応するということがオンラインで可能なので、またそういうことも提案していきたいと思う。その際にはまた研修の関係で御相談するかもしれないので、よろしく願います。

(坂口議員) 重点募集テーマの計画策定等については先ほど申し上げたとおり、自治体側からは意見が言いにくいという側面もあると思っている。そのため、町村での支障事例が最終的に提案につながるよう、適切な情報提供や事前相談段階での対応をよろしく願いたい。

(宮地室長) まず、平井知事からお話があったコロナなどの課題に柔軟に対応ということについて、昨年も締め切りなどはできる範囲で柔軟な対応を採らせていただいたところではあるが、マンパワーに限りがあるので、なかなか完全に別トラックというわけにはいかないとは思いますが、できる範囲で柔軟な対応を昨年同様採らせていただければと考えている。

それから、小早川先生から資料5の例示の記述について御意見をいただいた。これについては検討させていただきたい。

それから、三木市長からのオンラインでの研修等については、昨年来、我々としても積極的に分権に関するオンライン研修を進めているので、御相談を幅広くいただければと思う。

(神野座長) 日程等々のスケジュール問題については、私のほうで事務局とも、それから、場合によっては委員の皆様方の御意見を頂戴しながら、様々な状況に応じて緩急自在に対応していくという必要があれば、そのようにさせていただければと思う。

それから、小早川先生等々からいただいている修文等々については、事務局と私のほうで相談し、私に一任させていただければと思うので、この点を御了解いただいた上で、令和3年の提案募集方式の実施については、大枠でお認めいただいていると了解しており、そのようにまとめさせていただければと思う。

5 最後に坂本内閣府特命担当大臣から挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

(坂本内閣府特命担当大臣) 皆様におかれては、日頃より地方分権改革の推進に御尽力賜り、また本日も活発な議論をいただき感謝申し上げます。

本日いただいた御意見等を踏まえ、令和3年の提案募集を進めてまいりたい。昨年に引き続き、例年どおりの提案を受け付けることに加え、設定された重点募集テーマに基

づき集中的に検討することで、より効果的に地方の支障が解決されることを期待する。

内閣府としてもオンラインでの説明会や研修会の充実等により、地方からの提案を一層強力に支援していく。地方においてはこれらを積極的に活用するとともに、気軽に内閣府に相談していただきたい。

引き続き、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、皆様の御意見を踏まえながら、地方分権改革を力強く推進してまいります。今後とも皆様の御理解・御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)